

□ 支援制度

宅地所有者等の皆様が行う滑動崩落防止工事の実施にあたっては、さまざまな支援制度があります。

■ 滑動崩落防止工事に対する助成制度

造成宅地防災区域の指定または宅地造成工事規制区域内における勧告が行われた区域の宅地所有者等が行う滑動崩落防止工事（16～18ページ参照）に対して、その費用の一部を補助する制度があります。詳しくは、国土交通省、都道府県等にお問い合わせください。

【助成要件】

次の①～③の全てに該当する大規模盛土造成地において実施される工事（工事を行うための地盤等調査および設計費を含む）で、地方公共団体がその費用の一部を補助する場合

- ①滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000m²以上であること
- ②①の盛土上に存在する家屋が10戸以上であること
- ③滑動崩落により次のイ又はロの施設に被害が発生するおそれがあること
 - イ 道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道）、河川、鉄道
 - ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路

【交付率】

1／4

■ 住宅金融支援機構の融資制度

造成宅地防災区域や宅地造成工事規制区域内において、地方公共団体から勧告や改善命令を受けた宅地所有者等に対し、滑動崩落防止工事に必要な資金の融資を行う制度です。詳しくは、下記ホームページをご覧いただか、お客様センターにお問い合わせください。

住宅金融支援機構のホームページ

<http://www.jhf.go.jp/>

宅地防災工事資金融資について掲載されているページ

<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/shinchiku/takuchi/index.html>

住宅金融支援機構のお客様センター

0570-0860-35

営業時間9:00～17:00 ※土・日も営業しています。（祝日、年末年始を除く）

■ 雜損控除（所得税）

雑損控除とは、災害などによって資産に損害を受けた方々に対し、一定の金額の所得控除を認める制度です。造成宅地防災区域の指定または宅地造成工事規制区域内における勧告が行われた区域で、宅地所有者等が行う滑動崩落防止工事の費用は、災害関連支出として雑損控除の対象となります。詳しくは、下記ホームページをご覧いただか、税務署、地方公共団体にお問い合わせください。

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/index.htm>

災害や盗難などで資産に損害を受けたとき（雑損控除）について掲載されているページ

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1110.htm>